#### 安全衛生規程

#### (目的)

- 第1条 この規定は、就業規則第56条に基づき、三安ジャパンテクノロジー株式会社(以下「会社」という)と従業員が相互協力の上にたち、安全衛生管理活動の充実を図り、災害の未然防止と健康・衛生の確保を行いながら円滑に職務の遂行ができることを目的とする。
  - 2. この規定及びこれに付属する諸規程等に定めのない事項については、労働 安全衛生法その他の法令の定めるところによる。

#### (遵守義務)

第2条 会社及び従業員はこの規程を遵守し、安全衛生管理体制の確立に積極的に 努めなければならない。

### (総括安全衛生管理者の職務)

- 第3条 総括安全衛生管理は、安全管理者、衛生管理者等の指揮および次の事項を 総括管理するものとする。
  - ① 従業員の危険または健康障害を防止するための措置に関すること
  - ② 従業員の安全または衛生のための教育の実施に関すること
  - ③ 健康診断の実施その他健康の保持増進のための措置に関すること
  - ④ 労働災害の原因の調査および再発防止対策に関すること
  - ⑤ 前各号に掲げるもののほか、労働災害を防止するための必要な業務

#### (安全管理者の職務)

- 第4条 安全管理者は、事業所における安全衛生に関する業務の中で、安全に関する事項を管理するため次の事項を行う。
  - ① 事業所、設備、作業所、店舗等に関する危険防止の措置に関すること
  - ② 安全装置、保護具、消火設備等の定期点検および整備に関すること
  - ③ 消防活動、避難訓練に関すること
  - ④ 安全衛生に関する教育訓練に関すること

#### (衛生管理者)

第5条 衛生管理者は、事業所における安全衛生に関する業務の中で、衛生に関する事項を管理するため次の事項を行う。

- ① 労働環境衛生に関する調査と報告
- ② 健康診断の指導、記録
- ③ 作業所、設備、店舗等の衛生上の改善
- ④ 毎週1回以上の作業所等の巡視
- ⑤ 救急用具等の整備
- ⑥ 伝染病の予防に関する措置

# (産業医)

第6条 産業医は、専門的立場から従業員の健康管理等次の事項を行う。

- ① 健康診断の実およびその結果に基づく従業員の健康を保持するため の措置に関すること
- ② 作業環境の維持管理に関すること
- ③ 従業員の健康管理に関すること
- ④ 健康相談、保健衛生教育その他従業員の健康の保持増進を図るための措置に関すること
- ⑤ 従業員の健康障害の原因の調査および再発防止のための措置に関すること
- ⑥ 毎月1回以上の作業所の巡視

### 第 3 章 安全衛生委員会

### (安全衛生委員会)

第7条 安全衛生委員会は、安全衛生に関する法規を尊重し、会社と従業員が労働 災害、健康障害の防止となるべき対策に関することを審議し、快適な職場 環境を維持することを目的とする。

#### (審議事項)

第8条 安全衛生委員会は次の事項について審議する。

- ① 従業員の健康障害を防止するための基本となるべき対策に関すること
- ② 従業員の健康保持増進を図るための基本となるべき対策およびその 実施計画の作成に関すること

- ③ 労働災害の原因および再発防止対策に関すること
- ④ その他監督官庁よりの命令、指導、勧告を受けた事項に関すること

## (委員)

- 第9条 安全衛生委員会の委員は、次の者をもって構成する。
  - ① 総括安全衛生管理者
  - ② 安全管理者
  - ③ 衛生管理者
  - ④ 産業医
  - ⑤ 安全衛生に関し経験を有する者
  - 2. 委員の定数は 名とする。
  - 3. 総括安全衛生管理者を除く委員の半数は従業員の過半数を代表する者の 推薦を受けた者でなければならない。

#### (会議)

- 第10条 安全衛生委員会は、毎月1回第一月曜日に開催する。
  - 2. 委員は、会議で知り得た事項のうち、従業員の秘密に関する事業について は他に漏らしてはならない。

### 第4章 教育

### (安全衛生教育)

第11条 従業員は、会社が行う安全衛生教育に積極的に参加しなければならない。

### (教育の種類)

- 第12条 安全衛生教育は、次の各号により行う。
  - ① 新入社員教育および配置転換時教育
  - ② 一般従業員教育
  - ③ 管理職教育
  - ④ 特殊業務従事者教育

# (採用時健康診断)

第13条会社は常時使用する従業員を雇い入れたときは、医師による健康診断を行う。

SAJ-HR-C01-11

### (定期健康診断)

- 第14条 会社は常時使用する従業員に対して毎年1回定期健康診断を行う。
  - 2. 定期健康診断の時期は原則として、毎年 月に行う。

### (受診の義務)

第15条 従業員は、会社が行う健康診断は必ず受診しなければならない。ただし、 やむを得ない事由により受診することができない場合は、本人の負担にお いて他の医師による健康診断を受け会社に報告するものとする。

## (就業の禁止)

第16条 健康診断の結果またはそれ以外の事由により従業員が業務に耐えうる健康状態でないと認めた場合は、就業の禁止または制限をするほか、職務の変更を命じることがある。

### (費用負担)

第17条 健康診断費用に関しては、会社が全額負担とする。

### (付則)

本規程は、平成29年 5月 10日から施行する。